

共同作業の形成と発展過程

浜 名 光 衛・渡 辺 正 孝

(福島県農試)

はじめに

福島県における水稻の集団栽培の概要は、昭和41年度で参加面積 4,278ha, 参加農家 4,449戸で県全体の面積で4%, 農家数で3%である。その内容は第1表に示しよたうに防除作業、田植作業の共同作業が多く行なわれ、施肥の統一、水管理などの技術協定が比較的少ない。品種は各集団とも3品種位に統一されている。

以上のように福島県的水稻集団栽培は共同作業を中心に行なわれており、今後、水稻集団栽培の発展には共同作業が重要な位置を占めて発展するものと考えられる。そこで本報告は共同作業の形成、発展過程の中でどのような作業が共同化され、それが他の作業との関連でどのように発展するかを考察する。

1. 調査集団の概要

共同作業の形成と発展過程を追跡するために、農民の

第1表 福島県的水稻集団栽培の概要

	参 加 集団数	参加面積 ha	同 左 比 率	
			集団体	面 積
総 数	176	4,278.3	—	—
技 協 術 定	品 種	176	4,278.3	100.0
	施 肥	62	1,396.2	35.2
	水 管 理	78	1,680.0	44.3
共 同 体 系	育 整	122	1,969.4	69.3
	苗 地	4	45.0	2.3
	田 植	146	3,246.8	83.0
	防 除	152	3,506.3	86.4
	防 草	46	824.8	26.1
	刈 取	80	1,549.9	45.5
	脱穀調整	49	789.0	27.8

手によって形成された水稻集団栽培落合組合を素材とした。

本集団は、青年達が水稻を主体とした比較的耕地面積は大きい、反収が低く所得が頭打ちになっている経営にあきたらず、水稻プラスα作目を求めようとして発足した。そのためには田植期の労働ピーク、さらには、逼迫した雇用労働力の解消が必要になり、その手段として落合集落総ぐるみ(11戸)による属人的な水稻集団栽培が組織された。

本集団は対象面積20.3haで、品種の統一と団地形成を前提として田植作業のみならず、その前作業である耕起、堆肥運搬、散布作業、育苗作業が省力化をねらいとして共同化され、また、施肥の統一をはじめとする技術協定により、稲作の安定化がなされている。

共同作業種目の選定や仕組みは農民の創意により、技術協定は農業改良普及所の指導によって行なわれたものである。

2. 共同化の概要

本集団の発足当初から6年間の動きを示したのが第4表である。

発足初年目は第1段階として実施しやすい面積13haを対象として、以前11品種も栽培されていたものを4品種に統一し、品種の団地化、施肥の統一をはじめ技術の協定を行なった。

雇用労働力の逼迫と労賃の高騰によって、なんらかの解決策が要請されてきた田植作業が、全農家の共通的な課題として取りあげられ、出役には労賃を決済する方法で、作業班が編成された。共同防除も以前農事実行組合で行なっていたものを集団栽培のなかの共同作業として

第2表 構成農家の耕地面積 (単位: a)

農 家 番 号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計	平 均
耕地面積	水 田	210	194	198	278	141	177	87	97	209	178	267	2,036	185.1
	普通畑	25	20	20	35	15	20	40	30	30	30	25	290	26.4
	桑 園	30	10	15	—	30	30	60	20	—	5	40	240	21.8
	計	265	224	233	313	186	227	187	147	239	213	332	2,566	233.3

第3表 共同作業の実施状況

作業名	苗代切	堆肥運搬 ～耕起	施肥	代掻	田植	中耕・ 除草	追肥	防除	水管理	収穫	脱穀	籾すり
個人別 共同	共同	共同	個人	個人	共同	個人	個人	共同	個人	個人	個人	個人

第4表 年度別動き

年 度	37	38	39	40	41	42
規 模	参加農家数 参加面積 11戸 13ha	〃 20.3	〃 20.3	〃 20.3	〃 20.3	〃 20.3
実 施 内 容	共同作業	田植作業 防除作業	田植作業 防除作業 堆肥運搬 散布作業 耕耘・整地 育苗作業	同 左	同 左	同 左
	技術協定	施肥の統一 品種の統一(4)	施肥の統一 品種の統一(5)	同 左	同 左	施肥の統一 (一部変更) 品種の統一(5)
そ の 他 の 項 目	—	耕耘機の導入 (4台)	乾田直播の 試 作	同 左	プラスαの 検 討	

再編成された。

共同作業と技術協定の成果は、雇用労働力の節減と組合員相互の労働力の合理的利用によって省力化が行なわれ、さらには、個人的判断による稲作から、技術協定を中心にした安全稲作への転換が行なわれ、収量的にみても組合員の期待に充分そえるものとなった。しかしながら、欠陥としては品種の規制が強すぎたため収穫労働力配分上の問題が発生したり、また、分散した個別苗代のため、移動時間や運搬に多くの時間を要するという問題が生じた。

以上の結果から、組合員の集団栽培に対する理解と積極性が高まり、実施面積も13haから全面積の20.3haに拡大し、新しい段階へと発展することになった。

しかし、第1段階での組織と運営方法をそのまま適用するには問題があった。まず、品種の規制をゆるめ、分散苗代を集団化し、雇用労働力の排除を前提とした田植期巾の拡大と本田耕起の能率向上が必要となった。品種は1品種加えて5品種に、苗代は集団化をするとともに田植期巾の拡大のために、従来の水苗代、保温折衷苗代を設置した。また、犁耕によっていた本田耕起の省力化のため高馬力(13—15P S)の駆動型耕耘機4台の導入を行なうことになった。このような、新しい動きに対応して共同作業の範囲も拡大され、育苗作業、堆肥運搬、散布、あぜきり、耕起の共同化が形成され、作業組織として耕耘機共同利用班が設けられた。また、作業部長、

栽培部長をはじめとする各種係の任務も明確になり、省力と安全稲作の実績は、年を追って明らかになり集団栽培は軌道にのった。

田植作業の共同化を中心に形成された第1段階から、より積極的な省力化を行なうため各種作業の合理化が必要となり、新たな共同作業の形成を生み、それらが相互に関連しながら発展を示してきた。

その間に、プラスα作目の検討を並行して行なって来たが適当な作目の選択ができず現在に至っている。したがって、集団栽培も現状では比較的安定したが、初期の目的であるプラスα作目の導入ははかばかしくなく、稲作の積極的な増収対策によって所得の拡大を期待する動きへ変わってきている。

今まで省力化を中心的な課題として、各種の作業が形成され発展をとげてきた概要を述べたが、次に、共同作業の性格づけを試みたい。

3. 共同作業の性格と発展過程

はじめは田植作業が重点となって共同作業が形成されたが、その目的は、逼迫する雇用労働力への対策にあった。その目的をより合理的に貫徹するために、各作業に関連性をもち、補強し合う形で共同作業が発展してきたものと考えられる。すなわち、

①田植の雇用労働力排除のために、田植期巾の拡大—早植栽培導入—畑苗代設置。

②田植作業の能率化、省力化のために、集団共同苗代設置—**共同化**

③本田耕起の能率化・省力化のために、犁耕体系の排除—ロータリー耕起による簡略化—高馬力耕耘機の導入—**共同化**

④耕起前作業の能率化のために、個別作業の排除—堆肥運搬、散布、あぜ切りの能率化—**共同化**

田植作業の員内労働力の合理的利用と省力化をねらいとして、早植栽培が導入され、畑苗代の設置と苗代の共同化が、田植作業の合理的な流れを形成するものとして発展した。また、本田のロータリー耕の普及に伴って、組合内部では犁耕による耕起、堆肥散布、荒代搔、すき返し、植代搔という複雑な作業体系の簡略化の意向が芽生え、さらには、早植栽培の導入という本田耕起の早期化と能率化が要請され、そこに、ロータリー耕の必要性が認識され、耕耘機の共同導入が行なわれた。駆動型の耕耘機導入それ自体耕起の能率化につながるが、耕起の共同化を前提とする限り、必然的に耕起作業の連続性が要求される、そこで、前段の作業としての堆肥運搬などの諸作業が共同化にくみ入れられ、分業体制のもとで一貫した組作業として進められた。

このように、一つの共同作業を中心に、その合理的な運営の必要から、新しい作業が追加形成され、より合理的な体系に変化発展する様相を見出すことができた。しかし、防除作業のように、前作業との関連で能率化や省力化のはかられる度合いの低い作業では、それ自体の内容の変化は考えられるが、品種統一や団地形成の要因になり得ても、他の共同作業を形成する要因とはなり得ない性格をもっている。すなわち、その作業それ自体が他作業との関連のうすい場合には、他作業の共同化の形成に関与することなく、それ自体の内容の変化となって発展するものと考えられる。

今、共同作業を他作業との関連性の度合で、二つに

大別して考察した。

関連度合いの高い作業は、他の共同作業の形成の要因となり、それらが相互に関連して発展してゆく経過をたどる。度合いの低い作業では、内容の変化はあっても、他に直接影響をおよぼすことが少ない。ここに、共同作業の相互的発展の型と、個別的発展の型とがある。

しかし、関連性の強い作業であっても、必ずしも共同作業にくみ入れられるとは限らない。それは別個農家の経営条件、集団の組織、運営の実態に技術の発展段階、自然的、社会的条件などに照応して、共同作業の形成が決定された。

1例を、代掻作業にとってみると、落合組合では共同化からはずさされている。理由としては、各農家が耕耘機を所有していることが前提にあり、代掻作業という労働の特殊性の評価と共同化した場合の機械利用料金の算出の複雑性が主な要因となっている。また、収穫段階の共同化も、経営類型の相異から一斉作業が困難であるため共同化が行なわれていない。その他の管理作業も、技術協定を中心に運営することで充分であり、あえて共同化の必要性を認めていない。

以上のように、落合組合の現状に照応した形で、共同作業と個人作業とが組合されて発展してきている。しかし、各種条件の変化がおこるならば新たな共同作業の形成となり、発展が期待されるであろう。

む す び

共同作業の形成と発展過程を省力化を中心の課題として、作業間の関連性の視点から考察をし、作業の性格から相互的発展と個別的発展の型をとることを見てきた。

共同作業は、その集団の現状に照応した形で形成され発展するもので、その特殊性の分析のなかから共同化の指針を見出すべきであろう。